

# 学校給食業務委託契約書（案）

兵庫県立東はりま特別支援学校長（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、次の条項により、兵庫県立東はりま特別支援学校の給食業務に関して、委託契約を締結する。

## （委託業務の範囲、内容）

第1条 甲が乙に委託する業務は、兵庫県立東はりま特別支援学校の給食調理及びその附帯業務（以下「業務」という。）とする。

2 業務の内容は、別紙「仕様書」によるものとする。

3 業務の内容に関して、前項の仕様に疑義があるときは、その都度、甲乙協議するものとする。

## （委託期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

## （委託料）

第3条 委託料は、年額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）とする。

## （委託料の支払）

第4条 委託料は、月払（8月実績分を除く11回均等払）とし、月額 円（消費税相当額を含む。）とする。

2 乙は、前月の実績分について毎月10日までに、甲に対して書面により請求することとする。

3 甲は、乙からの書面による請求があったときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

## （契約保証金）

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として、金 円を納付しなければならない。ただし、契約保証金と同額以上の履行保証保険契約を締結し、直ちにその保険証券を提出することにより、契約保証金に代えることができる。

## （秘密の保持）

第6条 乙は、委託事務の処理に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## （個人情報の保護）

第7条 乙は、委託事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

## （権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

## （再委託の禁止）

第9条 乙は、委託業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 前項における主体的部分とは、委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

3 乙は、委託業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）ては

ならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後承認を得た第三者についても、同様とする。

5 乙は、委託業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

7 乙は、委託業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

#### （経費負担）

第10条 甲は、この契約の履行に要する次の経費を負担するものとする。

(1) 施設、設備費の維持に関する経費

(2) 給食調理に必要な器具の購入

(3) 業務に必要な光熱水費

2 乙は、この契約の履行に要する次の経費を負担するものとする。

(1) 給食調理に必要な衛生管理消耗品に要する経費

(2) グリストラップ清掃及び害虫駆除等に要する経費

3 主食及び副食材料費等（個別の成果物に従するアルミホイール等を含む。）に関しては、生徒等の受益者が負担するものとする。

#### （履行保証人）

第11条 乙は、本契約の履行を保証するため、甲の認める保証人（以下「丙」という。）1名を定めるものとする。

2 丙は食品衛生法（昭和22年法律233号）に規定する営業許可を受けたものでなければならない。

3 丙は暴力団等であってはならない。

4 丙は、乙において、万一契約履行上不都合があった場合、又は労働争議、火災、天変地異、その他の事情により、履行が不可能となった場合には、乙に代わって業務を履行しなければならない。その場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

#### （危険負担）

第12条 この契約の履行に際し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙が負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

#### （施設、設備の使用及び管理）

第13条 乙は、県立東はりま特別支援学校の所管に属する厨房施設、設備及び器具を使用することができる。

2 乙は、前項に定める使用に当たっては、施設、設備の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

#### （検査及び調査等）

第14条 乙は、業務の履行結果について、甲に報告し検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格しないときは、乙の負担により直ちに手直し又はやり直しを行い、甲

の検査を受けなければならない。

- 3 甲は、乙に対し必要に応じて業務に関する資料又は報告書を提出するとともに、実地調査又は検査を行うことができるものとする。
- 4 乙は、特別な理由がない限り、前項の調査又は報告に応じることとし、この契約の終了後も、この契約が終了する日（以下「契約終了日」という。）の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、同様とする。

（業務責任者等の届出等）

- 第15条 乙は、自己の責任において作業の指揮監督をするため、業務責任者及び業務責任代理者（以下「業務責任者等」という。）を定め、あらかじめ、その氏名、経歴等を書面により甲に届け出なければならない。業務責任者等を変更した場合も同様とする。
- 2 前項の届出は、他の調理従事者についても同様とする。
  - 3 甲は、乙の置いた業務責任者等又は調理従事者で業務の処理及び管理につき、著しく不適當であると認められるものがあるときには、乙に対して、理由を付し必要な処置をとるべきことを求めることができるものとする。
  - 4 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項についての処置を決め、甲に通知しなければならない。

（衛生管理）

- 第16条 乙は、常に衛生の保持に努め、管轄の保健所及び甲の指示に従うとともに、調理従事者等の健康管理及び業務の衛生管理には万全を期さなければならない。

（関係法令の遵守等）

- 第17条 乙は、本業務の円滑な実施運営のために、この契約、別添仕様書及び甲の指示するところに従うほか、保健所その他関係官公署の指示、命令及び指導に従うとともに、食品衛生法、その他関係法令の規定を遵守しなければならない。
- 2 乙は、信義誠実の原則を守り、給食業務委託事務を履行するものとする。

（給食の中止）

- 第18条 台風、大雪等で学校が休業日となった日及び学校行事の都合により、生徒等に給食を提供する必要がなくなった場合は、給食を中止する。なお、この回数が5回を超えた場合、超えた回数について委託料を減額する。減額する金額は1回につき107,554円（うち消費税及び地方消費税の額9,777円）とする。

（業務内容の変更等）

- 第19条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができるものとする。この場合においてこの契約の各条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

（契約不適合責任）

- 第20条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
  - 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
  - 4 追完請求、前項に規定する委託料の減額請求（以下「委託料減額請求」という。）、損害賠償

の請求及び契約の解除は、契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ。）が甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

- 5 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

#### （履行遅滞の場合の違約金）

第21条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、委託料につき年10.75パーセントの割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で委託料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の委託料について計算した額とする。

#### （解除等）

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第20条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人その他の使用人が監督又は検査に際し、職務執行を妨げたとき。

第22条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたととき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないとして認められるとき。

第22条の3 甲は、第22条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

3 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

4 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

5 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既済部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

6 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

#### （暴力団等の排除）

第23条 甲は、第25条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下

「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第24条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

- 2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第25条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第26条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(適正な労働条件の確保)

第27条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(遅延利息)

第28条 乙は、第21条第1項又は第22条の3第2項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

(賠償の予約)

第29条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、委託料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

- (1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。
  - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
  - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
  - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
  - (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(氏名等の公表)

第30条 甲は、乙が関係法令若しくは契約事項に違反するとき又は第14条の規定による調査等に誠実に応じないときは、その旨及び乙の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）その他甲が必要と認める事項を公表することができる。

2 前項の公表は、当該事案が悪質又は重大である場合その他甲が必要と認める場合において実施するものとする。

3 前2項の規定は、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、適用があるものとする。

(帳簿等の備付け)

第31条 乙は、当該委託事務に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は、これらの書類を保存しなければならない。

(管轄裁判所)

第32条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第33条 この契約書に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書を3通作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年4月1日

(甲) 兵庫県加古郡播磨町北古田1丁目17-17

兵庫県立東はりま特別支援学校長

(乙)

(丙)

## 誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

### 記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者としないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和8年4月1日

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 ( ) ー 番

電子メール

# 誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

## 記

### 1 契約名

兵庫県立東はりま特別支援学校 学校給食業務委託契約

### 2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
  - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
  - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
  - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
  - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和8年4月1日

兵庫県立東はりま特別支援学校長 様

所在地

名称

代表者職氏名

電話 ( ) ー 番

電子メール

### 別表（誓約事項(1)関係）

#### 労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）